

# 平成23年度 南房総市加工機械設備導入事業

## 募集要領

南房総市は、豊かな自然環境に育まれた農林水産物が数多く生産され、第一次産業は重要な産業基盤となっています。近年、全国各地で農林水産物の高付加価値化、ブランド化が進められており、本市においてもこれらの取組が必要になっています。

そこで、南房総市産農林水産物を活用した特産加工品の開発を促進するため、南房総市加工機械設備導入事業により、加工品開発に意欲ある市民、団体、企業などに対して加工品製造に必要となる加工機械設備導入に対して支援を行い、南房総市産農林水産物の高付加価値化を進めます。

### 1. 事業概要

南房総市加工機械設備導入事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、市民や加工品開発団体、企業などから加工品開発に関する提案事業を募集し、優秀な事業を行う応募者に対し、事業実施に係る加工機械設備導入経費の一部を補助金として交付します。

#### よりよい提案に向けた活動手法の例

提案する事業に次のような手法を取り入れることにより有効性・先駆性・独創性が増します。

- ・ 効果的な商品 PR 方法の提示
- ・ 見過ごされている素材を活用
- ・ 消費者の声を反映した商品の開発

補助金額	1事業につき50万円以内
補助率	2分の1以内（千円未満の端数は切り捨て）
交付制限	1団体につき1回
補助金を受ける条件	プレゼンテーションに発表者として参加し、実施する事業の概要を説明して、審査の結果、対象事業として採択を受けること

### 2. 提案できる事業の要件

市民や加工品開発団体、企業が自主的・主体的に実施する事業で、以下の要件を満たすもの。

- ① 南房総市産農林水産物を活用した加工品開発事業であること。（使用する原材料全てが南房総市産である必要はありません。）
- ② 事業に係る加工設備導入について、他の補助金などを受けていないこと。

- ③ 平成24年3月30日までに加工機械設備の導入が完了すること。  
※3月30日までに実績報告書の提出が必要です。

なお、市税を滞納している市民や加工品開発団体の代表者、企業は提案できません。

### 3. 提案者の要件

自主的・主体的に事業を実施する市民、団体、企業で、以下の要件を満たすもの。

- ① 団体の場合は代表者の住所が市内であること。企業の場合は所在地が市内であること。
- ② 団体の場合は、代表者及び運営の方法が規約や定款などで定められていること。

### 4. 事業の進め方

事業の検討・・・事業の実施方法を検討します。



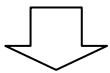
提案書の提出・・・検討した事業について、提案書にまとめ市へ提出します。



提案の発表・・・プレゼンテーションに参加し提案内容を発表します。



機械の導入・・・採択された事業は、補助金交付申請などの所要の手続きを経て、機械導入を行います。



実績報告・・・機械導入後は、実績報告書を提出していただきます。



事業の実施・・・提案した事業計画に併せて事業を実施します。なお、事業が計画通り進んでいるかどうかを確認するため、定期的に事業の状況報告を行っていただきます。

### 5. 補助の対象となる経費

南房総市加工機械設備導入事業は、補助の対象となる経費の2分の1以内（千円未満の端数は切り捨て）が補助金として交付されます。補助の対象となる経費には、消費税は含まれませんので、税抜き金額で積算を行ってください。

※事業が採択された場合、実績報告時に支出を確認する書類を提出していただきますので、支出された際には必ず領収書などをもらい、事業報告時まで保管してください。ただし対象となるのは、補助金交付決定後に支出した経費となります。

※10万円以上の契約を行う場合は、原則として見積合わせ（2社以上）を行ってください。  
見積書が徴せない場合は、その理由を書面にて明らかにしておいてください。

補助の対象となる経費は申請事業に対する経費の内、次の経費となります。

経費の項目	補助の対象となる経費の例	同じ項目でも対象とならない場合
機械装置購入費	加工品開発に使用する加工機械などの購入費用 (加工品開発とは、原料保存、加工品製造、パッケージ作成等の開発に係る全ての工程を指します。)	事業とは関係のない加工機械などの購入費用 運送費用
機器設置費	購入した機械装置を設置するための費用	事業とは関係のない機械装置を設置するための費用 家屋の建築・改修等大規模な工事にかかる費用
消耗品費	購入した機械装置を設置するために必要な消耗品購入費用	事業とは関係のない消耗品購入費用
その他事業実施のために必要な経費	加工機械導入に必要不可欠と判断される経費	家賃(敷金等を含む) 土地の取得、造成、補償に関する経費 経常的な運営に関する経費(事務局経費など)

## 6. 提出書類

全ての申請者が提出する書類

- ① 南房総市加工機械設備導入事業提案書(要綱別記第1号様式)
- ② 事業計画書(要綱別記第2号様式)
- ③ 事業収支計画書(要綱別記第3号様式)
- ④ 申請者の概要・活動実績調書(要綱別記第4号様式)
- ⑤ 住所の確認及び市税等納付状況調査に関する同意書(要綱別記第5号様式)

申請者が任意団体の場合提出する書類

- ① 団体規約及び団体名簿(住所、氏名及び団体での役職を記載したもの)

申請者が企業又は法人格の有る団体の場合提出する書類

- ① 商業・法人登記簿謄本の写し

## 7. 審査

審査委員会でのプレゼンテーションにより審査を行います。

審査委員会は採択候補順位を付した審査結果を市長に報告し、市長は予算の範囲内で交付対象事業を決定します。

## 8. プレゼンテーション

プレゼンテーションは、提案の内容について、5分程度で発表していただき、その後質疑を行います。(パネル、パワーポイントを使用するなど発表方法は自由です。)発表時間は提案数に応じて短くなる場合があります。詳細は後日お知らせします。

※原則としてプレゼンテーションを欠席した場合は、辞退したことと見なします。

日程：平成23年7月13日(水)

場所：南房総市役所

## 9. 審査基準

審査基準は以下のとおりです。

### ① 事業の実現性・継続性

- ・実現可能な事業内容、プラン、実施体制となっているか。
- ・機械設備導入後における事業実施に継続した展開が見込めるか。

### ② 事業の適正性

- ・費用対効果が評価できるか。
- ・南房総市産農林水産物を積極的に活用する事業となっているか。

### ③ 事業の有効性

- ・消費者ニーズや社会状況などを適正に捉えているか。
- ・情報発信等、販売促進への取組がなされているか。

### ④ 事業の先駆性・独創性

- ・内容・手法に先駆性、独創性があり、新たな事業展開が期待できるか。
- ・地域資源の見直しによる、見過ごされていたものの利活用など、新たな視点による事業展開となっているか。

## 10. 事業スケジュール

### ① 全体スケジュール

内容	日程	備考
1. 募集要領と提案書の配布	平成23年 <u>5月2日(月)</u> ～ <u>5月31日(火)</u>	地域資源再生課 又は市ホームページ
2. 提案書の受付と問い合わせ	平成23年 <u>6月1日(水)</u> ～ <u>6月30日(木)</u> ※提出期限は6月30日午後5時	地域資源再生課 まで
3. プレゼンテーション	平成23年 <u>7月13日(水)</u>	場所：南房総市役所
4. 機械設備導入	平成23年 <u>7月下旬</u> ～ 平成24年 <u>3月30日(金)</u>	各導入場所
5. 実績報告書の提出	平成24年3月30日(金)まで	地域資源再生課

	※3月30日以前に機械導入が完了した場合は完了日から1ヶ月以内に提出してください。	まで
6. 事業進捗報告書の提出	平成24年度以降、随時	3年間を予定

② 募集要領と提案書の配布

募集要領と提案書様式は下記の場所で配布します。

- ・南房総市農林水産部地域資源再生課

〒299-2492 南房総市富浦町青木 28 番地 南房総市役所 本庁 別館 2

TEL 0470-33-1073 FAX 0470-20-4592

E-mail [shigen@city.minamiboso.chiba.jp](mailto:shigen@city.minamiboso.chiba.jp)

- ・以下のホームページからもダウンロードできます。

南房総市役所ホームページ <http://www.city.minamiboso.chiba.jp/>

③ 応募に関する問い合わせ

南房総市農林水産部地域資源再生課 (TEL 0470-33-1073 担当：川名)

④ 提案書の提出

提出先：南房総市農林水産部地域資源再生課

提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は事前に担当者に提出書類のチェックを受けること）※支所での受付は行いません。

提出期限：平成23年 6月30日（木） 午後5時（必着）

11. その他留意事項

① 提案書の書き方

- ・応募要領をよく読み、所定の提案用紙にご記入ください。
- ・手書きで提出する場合は、黒のペン又はボールペンで記入してください。

② 事業について

- ・本事業を活用して機械設備を導入した方には、平成24年度以降に事業の状況報告をしていただきます。（3年間を予定）
- ・事業の状況報告において、事業計画から大幅に変更が見られる場合、補助金の返還を求めることがありますので注意してください。

③ 導入した機械設備等について

- ・本事業において導入した機械設備等のうち、補助金を充当したものについては、市に無断で譲渡、交換、貸し付け、廃棄、又は担保にすることはできません。